

第 13 号様式（第 6 条関係）

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後かつ
証明書以降の日付

令和 3 年 9 月 13 日

箱根町長 様

代表者印必要

住所（所在地） 箱根町仙石原〇〇番地

氏名（名 称） (株) ××タクシー

代表取締役 神奈川次郎

印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 300,000 円

限度額以内の金額
(内訳書と一致)

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 3 年 9 月 12 日執行 箱根町議会議員選挙

4 候補者の氏名 箱根太郎

(※戸籍名で記載する)

5 振込先

金融機関名	××銀行	本・支店名	××支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カ) ××タクシー ダイヒョウトリシマリヤク カナガワジロウ		
口座名義	(株) ××タクシー 代表取締役 神奈川次郎		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 候補者が供託物を没収される場合には、箱根町に支払を請求することができない。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られる。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後かつ
証明書以降の日付

令和 3 年 9 月 13 日

箱根町長 様

代表者印必要

住所（所在地） 小田原市■■■〇〇番地

氏名（名 称） (株) △△レンタル

代表取締役 小田原三郎

印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 70,000 円

限度額以内の金額
(内訳書と一致)

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 3 年 9 月 12 日執行 箱根町議会議員選挙

4 候補者の氏名 箱根太郎

(※戸籍名で記載する)

5 振込先

金融機関名	△△銀行	本・支店名	△△支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カ) △△レンタル ダイヒョウトリシマリヤク オダワラサブロウ		
口座名義	(株) △△レンタル 代表取締役 小田原三郎		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 候補者が供託物を没収される場合には、箱根町に支払を請求することができない。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られる。

第 13 号様式（第 6 条関係）

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後かつ
証明書以降の日付

令和 3 年 9 月 13 日

箱根町長 様

代表者印必要

住所（所在地） 箱根町湯本〇〇番地
氏名（名 称） (株) 〇〇石油
代表取締役 芦ノ湖水夫

印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 15,000 円

限度額以内の金額
(内訳書と一致)

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 3 年 9 月 12 日執行 箱根町議会議員選挙

4 候補者の氏名 箱根太郎

(※戸籍名で記載する)

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カ) 〇〇セキユ ダイヒョウトリシマリヤク アシノコムズオ		
口座名義	(株) 〇〇石油 代表取締役 芦ノ湖水夫		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 候補者が供託物を没収される場合には、箱根町に支払を請求することができない。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られる。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後かつ
証明書以降の日付

令和 3 年 9 月 13 日

箱根町長 様

押印必要

住所 (所在地) 箱根町箱根〇〇番地
氏名 (名 称) 富士山夫

印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 50,000 円

限度額以内の金額
(内訳書と一致)

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 3 年 9 月 12 日執行 箱根町議会議員選挙

4 候補者の氏名 箱根太郎

(※戸籍名で記載する)

5 振込先

金融機関名	◇◇銀行	本・支店名	◇◇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	フジヤマオ		
口座名義	富士山夫		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 候補者が供託物を没収される場合には、箱根町に支払を請求することができない。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られる。